

## 引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

消費税引き上げ分に係る地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度一般会計予算書における社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりです。

（歳入）地方消費税交付金（社会保障財源分）見込額 91,025 千円

（歳出）社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 1,480,873 千円

（単位：千円）

事業名	経費	財 源 内 訳					
		特定財源			一般財源		
		国支出金	県支出金	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他	
社会福祉	老人福祉事業	64,150	0	1,171	14,388	6,746	41,845
	障害者福祉事業	456,961	214,667	115,819	240	17,702	108,533
	児童福祉事業	513,144	249,715	131,453	3,640	17,691	110,645
社会保険	介護保険事業	139,917	5,395	2,697	3,998	17,770	110,057
	国民健康保険事業	83,882	10,810	35,126		5,270	32,676
	後期高齢者医療事業	175,679		26,067		20,837	128,775
保健衛生	母子保健事業	16,260	3,862	80	6,480	817	5,021
	救急医療対策事業	845	0	0	0	118	727
	予防対策事業	19,160	0	81	0	2,644	16,435
	検診事業	10,875	122	451	0	1,430	8,872
合 計	1,480,873	484,571	312,945	28,746	91,025	563,586	

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、地方消費税交付金の令和5年度予算額 209,800 千円の内数です。

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。

※経費は人件費や事務経費等を除いて計上しています。